

京都市告示第371号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和元年10月10日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
小笹 雅也	ひより鍼灸整骨院	下京区西七条北東野町121	令和元年9月24日
小笹 琢也	ひより鍼灸整骨院	下京区西七条北東野町121	令和元年9月24日
尾崎 一浩	みやはた鍼灸整骨院 四条大宮院	下京区五坊大宮町72番地3	令和元年9月16日
山下 直人	みやはた鍼灸整骨院 四条大宮院	下京区五坊大宮町72番地3	令和元年9月16日
奥山 健太	株式会社まごころ ころろ 京都中央鍼灸治療院	下京区東町260-1 ネカドビル3F	令和元年9月1日
黒正 哲平	黒正鍼灸整骨院	右京区嵯峨天龍寺車道町30-18	令和元年9月18日
岡本 菜己	悠生治療院	伏見区深草西浦町6-31 ぷらっつうずら4F	令和元年9月1日
藤本 壮一郎	訪問医療マッサージKEi ROW茨木ステーション	大阪府茨木市天王2-7-17 サンエイビル205	令和元年9月19日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)